

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森 ヒ ル ズ リ ー ト 投 資 法 人
代表者名
執行役員 森 寛
(コード番号：3234)

資産運用会社名
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 森 寛
問合せ先
財務部長 中 村 修 次
TEL. 03-6406-9300(代表)

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請及び業務の方法等の変更に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催した取締役会において、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「証取法等改正法」といいます。）附則第 159 条第 2 項に基づき、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 29 条の 2 に規定する金融商品取引業（投資運用業）の登録申請（以下「本申請」といいます。）を行うこと、及び本申請にあわせて業務方法書及び各種社内規程の変更を行うこと等について決定しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 登録申請の理由

本資産運用会社は、証取法等改正法附則第 159 条第 1 項により、金融商品取引業の登録を受けたものとみなされていることから、同条第 2 項の規定に基づき、金商法第 29 条の 2 第 1 項に定める登録申請書及び同条第 2 項に定める添付書類（業務方法書を含みます。）を関東財務局に提出するものであります。

2. 業務の方法の変更内容

金商法及び金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づく上記登録書類及び添付書類に必要な措置として投資運用業の種別の追加、顧客管理に関する事項など所要の変更を行うものであります。

3. その他

(1) 運用ガイドライン、運用資産管理規程、利害関係取引規程をはじめとした社内規程につき、金商法、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行、その他法令等に基づく項目の追加、文言の修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 本申請においては本資産運用会社の重要な使用人（金商法及び関係政省令に定める者）として次の 4 名を届け出ます。

氏 名	役職名
小澤 嘉一	コンプライアンス・オフィサー
富山 隆	J-REIT ユニット担当執行役員兼投資開発部長
渡辺 香太郎	資産運用部長
中村 修次	財務部長

(3) 本申請は、平成 19 年 12 月 21 日に行う予定です。



4. 今後の見通し

本投資法人の第3期（平成20年1月期）の運用状況への影響はなく、業績予想の修正はありません。

以上

- ※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>